教委体第 444 号 教委文第 443 号 令和4年4月27日



各県立学校長 殿

体育保健課長 文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について(第18報)

標記のことについては、令和4年4月13日付け、教委体第255号及び教委文第198号により通知しているところですが、スポーツ大会でのクラスターの発生や日常の部活動での感染事案が複数確認されたことから、大型連休を迎えるにあたり、特に、下記の事項について徹底するよう指導願います。

記

- 1 練習試合等は、<u>感染による高校総体等、公式大会の出場辞退とならないよう、安全性や必要性を慎重</u>に判断した上で実施すること。
- 2 移動手段としてマイクロバス等を利用する際は、マスク着用の上、<u>常時換気</u>すること。 また、保護者等が自家用車により複数の生徒を送迎する場合においても、<u>車内でのマスクなしでの会話や、</u> 飲食は控えること。
- 3 自校の練習に限らず練習試合等においても、午前中で活動を終了するなど、<u>出来るだけ食事を伴わない</u> 工夫をすること。但し、やむを得ず終日の活動により食事を伴う場合は、<u>対面を避け、黙食を徹底</u>する こと。また、その状況を顧問が必ず確認すること。
- 4 更衣室等を利用する場合は、<u>マスクを着用</u>し、<u>少人数による交替利用</u>など、一度に多数の生徒が利用する ことのないよう人数を制限するなど工夫するとともに、短時間の利用とすること。
- 5 活動後は、複数名での飲食は行わず、速やかに帰宅すること。

※文化部についても同様 の扱いとする。

《本件問い合わせ先》

○運動部活動について 体育保健課 担当:吉野

○文化部活動について 文化課 担当:山田

 $\begin{tabular}{l} Tel 0 9 7 - 5 0 6 - 5 6 3 9 & Tel 0 9 7 - 5 0 6 - 5 4 9 3 \end{tabular}$